

論文

# 明治初年における井上毅の憲法制定構想

— 明治7年12月の憲法制定意見書を手がかりとして —

星原大輔\*

## はじめに

時の宰相伊藤博文は明治21年、井上毅を枢密顧問官に推挙するため、侍従長徳大寺実則と枢密顧問官元田永孚に宛てて書翰を書き送っているが、その推薦理由を以下のように記している。

同人（引用者註：井上毅）は如御熟知、忠実無二の人物にて、殊に国家有用之学識を有し、明治八年以来、岩倉大久保二老之親任を受し而已ならず、枢機之事務殆無不与、十有余年間、軍国之大計に関する機密之文案、十中七八同人の起草に有之、二老薨去後、博文其遺囑を継ぎ、纔得守其職候も、同人の助力を受候事績不可枚挙と存候、就中、立憲組織之計画及憲章立案の重事、字々句々、其满腔之熱血を濺ぎ候と申而も過言には無之候<sup>(1)</sup>

明治政治史における井上の立場は、まさにこの文章に尽きていよう。井上は「『各国ノ長ヲ採酌スルモ、而モ我国ノ国体ノ美ヲ失ハズ』との綱領を立て、それに沿って明治国家の制度化を主導した法制官僚」と評されており〔山室1985: 23-24〕、明治期の政治史、外交史、教育史、思想史等々、様々な研究分野において決して欠くべからざる人物である。

さて左記の伊藤書翰に「明治八年以来」とある。この年の1月、大久保利通、木戸孝允、板垣退助の3者の間で会合がなされ、今後の政策方針が合意された。いわゆる大阪会議である。これを受けて、3月18日に政体取調局が設置され、4月14日、立憲政体樹立の詔が下された〔稲田1960: 229-241〕。伊藤の談話<sup>(2)</sup>がしばしば引用されるように、この詔勅起草に当たったのが井上であった<sup>(3)</sup>。「明治八年以来」との記述は、まさにこの一事を指すのであろう。

ところで井上は何故詔勅起草に携わったのかというと、井上が3月23日、政体取調局書記官の兼補を任じられていたからである。司法省権中法官であった井上が同職に兼補されたのは、同月11日に井上が提出した「司法省改革意見」を見た大久保が推薦したからであるという〔木野1995: 126〕。しかし司法官僚であった井上が、なぜ政治機構を議する政体取調局の書記官に抜擢され、またなぜ立憲制に関する詔勅起草という重大な任務を命じられたのか。その詳細な経緯は明らかではない。管見の及ぶ限りでは、この疑問を考察する上で有用な関連史料がないためか、これまで、この点について十分考察した論考は見当たらない。

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程5年（指導教員 島 善高）

ところが最近、筆者は上記の疑問を解明するに足る数点の新史料に接する機会を得た。そこで本稿では、これら新史料の内容を検討することによって、明治7年当時の井上が憲法の早期制定の必要性をどのように認識し、またその起草手順をどのように構想していたのかを明らかにしたい。その上で、明治憲法制定史における井上の位置づけを再検証してみたい。

## 第1章 意見書提出前後の井上毅

### 第1節 井上毅と司法省使節団

井上は明治5年6月14日、司法少丞河野敏謙、明法助鶴田皓、権中判事岸良兼養について、司法卿江藤新平の随員を命じられた。この随員任命の経緯や要因などについては、星原[2007]で既に考察しているので、詳細はそちらを譲り、本稿ではその概要を簡単に紹介しておく。

井上は随員に命じられた時、司法中録(十等官)であったが、その後、司法大録(八等官)、明法大属(八等官)と立て続けに昇格している。こうしたことから、藤田[1986: 47]は、井上の随員任命は、井上の能力を高く評価した司法卿江藤新平の大抜擢であったとしている。

その江藤司法卿に、井上を随員とするよう推薦したのは、六等出仕の長松幹であった。すなわち江藤宛長松書翰に、

至体御巡視ニ付而<sub>者</sub>書記等何レ御随従之者無之而<sub>者</sub>不相叶儀ニ付、井上<sub>者</sub>仏支那両学<sub>者</sub>一通り仕居候故、前途望も有之者ニ付、何トカ御勘考も相成候事ニ御坐候ハ、宜奉存上候<sup>(4)</sup>

とある。長松は、井上が「仏支那両学<sub>者</sub>一通り」修学していたことを、推薦理由として挙げてい

る。井上は幕末から明治初年にかけて、木下韓村の許で経学を、また横浜や長崎で仏学を修めており、こうした修学が井上に「誠ニ意外之僥倖」<sup>(5)</sup>を齎したと言えよう。

小早川[1913: 8]もまた、井上が司法省使節団に加えられた要因は「仏語を解し、漢学文章に長じ」ていたからであると述べている。しかし井上の仏学修学は、語学習得というのではなく、とりわけ「仏ノ律法ヲ研究」に力を入れたものであった。大学校時代の井上の「随筆」に、「仏蘭西刑法書」に関する文章が残されていることもその一証左であるが[木野 1995: 47]、奥宮槌斎の「贈井上君陪江藤司法卿洋行序」<sup>(6)</sup>には、渡欧直前の井上の様子が、以下のよう記されている。

夫井上子ハ、初メ儒ヲ某先生ニ学ヒ経義ヲ研究スル有年矣。一旦幡然棄去テ、洋学ニ志シ、日夜苦学勉勵ス。…(中略)…最モ心ヲ律法書ニ潜ム。嘗テ仏ノ律法ヲ研究スルヲ以テ、司法ノ明法寮ニ拳ケラレ、国家法律ヲ定ムル議ヲ賛成セントス。這回ノ洋行必ス此志ヲ成就セシノミト

これによれば、井上は「仏ノ律法ヲ研究」した実績が認められた結果、明法寮<sup>(7)</sup>で行われていた「国家法律ヲ定ムル議」に参画していたという。つまり井上は、渡欧以前から、西欧の近代法に関して、ある程度の知識を有していたのである。

では、当時の井上は近代立憲制や司法制度をどう理解していたのであろうか。筆者は、それを窺い知りうる史料を最近見出した。明治5年6月24日、司法少判事の早川景矩<sup>(8)</sup>に宛てた井上の書翰である[星原 2007: 108-110]。

当該書翰によれば、井上は渡欧前から、条約改正のためには、立憲制の導入が必要不可欠で

あると認識していたことが知られる。すなわち「夫レ条約切替へに付ては、西洋立憲之政体ニ倣ヒ、国体ヲ建立スル事、庙堂之目標なり」とある。つづけて井上は、立憲政体の要諦は三権分立にあると言及している。

立憲之政体ハ立法行政司法ノ三権鼎立分峙、互ニ相均勢維持して相干冒をせざる事、其基本たり、然ル上は司法省ハ八省ノ一にして行政権ニ属シ、各裁判所ハ即チ司法権ニして独立して、行政権ノ管束ヲ受ざる事当然とす、然らざれば三権分立之体にあらずして立憲之実挙らざるなり

そして井上は当該書翰で、当時急速に策定作業が進められていた「章程」を強く批判している。すなわち、この定制は「偏ニ司法卿之独裁ヲ助ケ、裁判所之権力ヲ殺キ、二権混同、互ニ相干冒して、殆ト洋式ト相反対するに至」っている。と、司法行政と裁判権が明確に分離されていないことを問題視しているのである<sup>(9)</sup>。この「章程」とは、明治5年7月18日前後に正院に提出され、8月3日に布達された司法職務定制である〔菊山 1993: 153〕。菊山〔1993: 158-163〕は、この定制は、府県から司法裁判の権をうばって「全国的司法権を確立」し、「法典起草と法律審査の立法権を獲得する」など、司法権の独立を企図して策定されたものであったが、司法行政と裁判権の分離はあいまいで、むしろ司法行政の裁判権に対する優位が実質的に規定されていたと指摘している。したがって井上の指摘は的確であったと言えよう。

このように、当該書翰の記述から、井上は既に立憲制ならびに近代司法制度に関して、深い造詣と高い理解度を有していたことが見て取れる。江藤が井上を大抜擢したのは、こうした井上の才能を認めたからであろう。

そして井上自身も、この欧州視察に並々ならぬ決意を抱いていた。すなわち井上は、欧州視察に臨むに当たっての心構えを、早川に以下のように書き送っている。

抑々条約改正ニ付キ、新法ヲ創立シ、各地裁判所ヲ設置シ、立法行政二権と並立ツハ、従前未曾有ノ事ニて改革にはあらず、即チ創業なり、以有為之人ニ當ニ有為之時ニ、持シ満而発、何ノ快加シ之、来年ノ秋冬ハ司法省活動、網拳目張、大劇場最中なるべし、智者ハ貴シ投シ機、御注意奉仰候

江藤司法卿は当時、「司法権独立の基礎を確立し、法治国の組織を完整するは条約改正の目的を貫徹するに在るのみ」と考え、法典編纂の作業に取り組んでいた〔的野 1968: 143〕。そのため井上は、江藤が欧州視察を終えて帰国するであろう「来年ノ秋冬」には、「司法省活動」が「網拳目張、大劇場最中」となると睨み、自分自身もその「創業」に参画したいと熱望していた。それ故、欧州視察は自分が「有為之人」となる絶好の機会であった。先述した「誠ニ意外之僥倖」という一言には、そうした井上の万感の想いが込められていたのである<sup>(10)</sup>。

かくして井上は、9月14日早朝、河野、岸良、鶴田、川路利良、名村泰蔵、沼間守一らと共に、欧州を目指して横浜を解纜したのであった。なお在欧期の井上の活動については、先行研究に譲りたい〔木野 1995: 48-49、森川 2003: 31-82〕。

## 第2節 明治6年末以降の井上の動向

欧州での視察を終えた井上は、名村を除く他の団員と共に、明治6年7月20日にマルセーユを出発し、9月6日に帰朝した。帰国した井上らを待っていたのは、西郷の遺韓問題を端緒と

する政府内の分裂であった。この政争で下野した江藤は翌年1月に佐賀へ帰郷し、これを機に佐賀の乱が勃発した。この時、井上は権大検事杉本芳熙と共に、2月13日に「臨時御用有之候条、九州筋出張」の命を受けて九州に赴いている。このことが井上と大久保が相い識る契機となった〔木野 1995: 116-118〕。

ここで、明治7年2月の佐賀の乱直後から、明治8年4月14日の立憲政体樹立の詔勅の布告までの、井上の主だった動向を、時系列に整理してみると、右の【表1】のようになる。これを一瞥すれば、帰朝後の井上が、政治や外交などの広範な分野に関与し始めたことが明瞭である。しかし実は、ここに明治憲法制定史にとって重要な一事実が存在していた。それは、井上が明治7年12月5日、司法卿大木喬任に宛てて憲法制定意見書を提出したことである（以下、「大木宛意見書」と略す）。

井上は明治7年11月15日に清国より帰朝するや否や、大久保全権弁理大臣の『使清始末摘要』の代草に取り掛かっている〔木野 1995: 123〕。当該意見書の書き出しによれば、井上はそれが一段落したところで、大木に意見を陳述すべく自宅を再三再四訪問したが、不在であったため、自身の意見を認めて大木宛に提出したようである。

この大木宛意見書は、萬寶齋用18行罫紙8枚から成っており、井上自筆である。これは現在、宮内庁書陵部所蔵の「維新当時建白書類雑纂」<sup>(11)</sup>と題された史料群9冊のうち、6冊目の最後に綴られている。なお当該意見書が、国立国会図書館憲政資料室蔵「大木喬任関係文書」や、明治大学付属博物館蔵「大木喬任文書」に所収されていないことから、大木司法卿はこれ

表1 明治7年から8年までの井上毅の主な動向

明治7年	4月	「官吏改革意見」を太政大臣宛に提出する。
	6月30日	「備警兵設置意見」を左院宛に提出する。
	7月	『治罪法備攷』上編第一巻を刊行。
	8月6日	大久保全権弁理大臣ら、横浜を出発。
	8月17日	大久保全権弁理大臣の随員を命じられる。
	8月20日	岩村高俊と共に、飛脚船にて横浜を出発。
	9月10日	北京に到着。
	11月15日	清国より帰朝。
		大久保利通の『使清始末摘要』を代草する。
	12月9日	勅語を賜る。「先般清国出張苦勞ニ存ス、白羽二重二匹、右下賜候事」
12月21日	浜離宮の延遠館における慰勞会に出席。	
12月28日	権中法官に任じられる。	
明治8年	1月	大阪会議
	2月24日	正七位に叙任。
	3月9日	大久保利通に口上にて司法省改革を建議する。
	3月11日	大久保宛に「司法省改革意見」を提出する。
	3月13日	大久保を訪問する。
	3月23日	政体取調局書記官を兼補する。
	3月	『王国建国法』二冊を出版。
	4月14日	立憲政体樹立の詔書が下される。

典拠：木野主計「井上毅年譜」、『明治天皇紀』、『大久保利通日記』など

を第三者に廻覧したと考えられる。

ところで、この大木宛意見書の文中には、『治罪法備攷』と『王国建国法』に用いられている文章表現や論理が随所に散見される。したがって『王国建国法』草稿の執筆は、明治7年12月の時点でほぼ終わっていたと考えられる<sup>(12)</sup>。つまり井上は、明治7年7月に『治罪法備攷』上編第1巻（以下、『治罪法備攷』と略す）を

刊行し、続けて『王国建国法』を刊行するつもりであったが、大久保全権弁理大臣の随員を命じられたため、同書は翌8年3月に刊行されることになったのであろう。

## 第2章 「建国法の緩スベからざる」理由

### 第1節 法典編纂

この大木宛意見書は、明治7年当時の井上の憲法に対する思考が窺知できる好史料であるので、ここから、その内容を詳しく紹介していきたい。

意見書本文は箇条書きで記されており、全部で計35項目から成っている。

その第1項は

- 一、司法省は法律の府庫なり、姑ク仏国の制<sup>カリ</sup>を仮て云に、凡ソ法憲の頒布する者其原書は皆ナ司法省に蔵し、又司法卿たる者は国議院の議長を兼ね、大抵一世第一派の人を撰び、凡ソ新法大議あるごとに司法卿多く国主に代り議院ニおいて議案を述ふ、是レ其の已に法律の根幹たる已而ならず、又タ政府の領袖たり

とある。これは、渡欧中の講義筆記「仏蘭西国政党書」に「司法執政兼テ参議院長タリ」とあるように〔井上 1969: 34〕、欧州視察によって得た知見に基づく記述である。井上は欧州留学を通して、改めて近代司法制度や司法省が果たす役割の重要性などを再認識したのであろう。

井上が当該意見書を提出した時、司法省は前述した司法職務定製の改定作業の真最中であった。井上は司法省のこうした動きを、第2項で「専ら一省内の構制を論し、又一事一案に拘滞し」て「大局」を見ていないと厳警し、第3項でその理由を以下のように述べている。曰く、いま法を論じている者は「仏国五法の美に歎艶

して、章を追ひ句を尋」ね、「形を模し、影を捉<sup>ト</sup>へ、筆を執て粹を抜」き、「斐然章を成し、堆然卷を成」し、「將に歳を期して施し、行はんと」している。そのため、法令が施行された後、必ず「民俗と背馳し、民情と扞格」し、また「繁文鎖節」によって、いたずらに多事を惹起することになるであろう、と。明治8年に提出した「官吏改革意見書案」<sup>(13)</sup>でも、井上は「民法ニ至テハ欧州各大国ニ在テ仏国ヲ除クノ外、皆各地各法ヲ行フ、即チ民俗ニ適スル所以ナリ、況ンヤ我レニ在テ封建ノ餘、各地ノ慣習、互ニ相懸絶ス、今強テ仏国一法ノ美ニ倣ハント欲セバ、其ノ一方ニ利ナル、必ス一方ニ害アリ」と、同趣旨の主張を行なっている。

こうした意見の背景には、欧州での体験があった。すなわち井上は、欧州視察を通して、法には「一理」に基づく「ドロア」(法理)と、「各国各異」なる「ロア」(法章)の違いがあることを学び<sup>(14)</sup>、フランス以外では、民法典が「其ノ細目に至ては、各所各邑皆ナ其ノ習慣ニ従」って施行されている現状を目撃した<sup>(15)</sup>。それ故、井上は、日本人は「屢々形跡ヲ模擬スルヲ以テ重大トシ、元則ヲ採ルノ義ヲ知」らなないと痛感し<sup>(16)</sup>、外国法を継受するに当っては、「法ヲ議スル者、当ニ務メテ国俗慣習ヲ考へ、慎重シテ以テ参酌スヘシ、遽カニ它国ニ仮り、固有ノ旧制ヲ紛更スベカラザルナリ」<sup>(17)</sup>と考えるに至っていた。

大木宛意見書にもこうした思考が如実に反映されている。井上は第4項から第6項で、法の性質について、以下のように説いている。「仏国建国法」にあるように、「法とは人民の好ミを合せて成るの名」であって、「民権」と「国憲」に由来するものである。したがって、「民権」

と「国憲」に関する「定章」もなく、また「人民の好ミ如何を問は」ないで、「独り外邦絶域の形迹を模せんと欲」しても、それは恰も「空中に楼閣を」築くようなものである。したがって「欧州各国の法」は「其の施行節目、各々異同ありて、嘗テ均一」ではないのであるから、ただ「各々其の民俗如何と問ヒ、民情如何と視、民智の度如何と顧み」なければならぬ、と。ここで言う「民権」「国憲」とは、この前後の井上の史料から推すと、前者は「国民平等、人身自由、住居不侵、私有通義、上言、論述、礼拝社会の自由」などの国民の権利を意味し、また後者は「君権を定め」「官制を規し」た政治機構を意味する語彙であろう<sup>(18)</sup>。

そして井上は第7項で、「欧洲各国」が「其ノ民権を保し、国憲を定メ」ていることは、「大義数十、炳として日星の如ク、不動不拔なる者に至ては各々符契を合せ帰一せざる者なし」と言い、これが「文明の邦たる所以」であるとさえ断言している。この第7項の末尾に、井上は大木司法卿に「前日進ムル所、治罪法備考第一巻畧ニ其意ヲ論」じたと割注を付している。恐らく『治罪法備考』中の

治罪法ヲ定メント欲セバ、先ツ其ノ原則ヲ定ム、原則既ニ定マル時ハ、百端処分皆是ニ依テ準繩トス、其ノ實際施行スル者ヲシテ、原則ト並行調諧シテ、相背カサラシム、是レ立法官用意ノ所ナリ、其ノ它ハ、慣習ニ仍リ便宜ニ従ウ、亦妨ケザル而已、各邦定ムル所ノ原則、大義数条、炳トシテ日星ノ如シ、先ツ是ヲ講セズシテ、独り形迹ヲ追ノ可ナラン乎 [井上 1969: 130]

という箇所が該当すると思われる。『王国建国法』の序言にも同様な表現がある。

建国法アラズンバ、民安ソ法ヲ以テ重シトスル事ヲ知ラン、柱無キノ家ハ、以テ屋ヲ架スベカラズ、軸無キノ車ハ、以テ輻ヲ施スベカラズ、治国ノ常経、大義数十、炳トシテ日星ノ如シ、之ヲ棄テ、它ニ求メントセバ、猶ホ木ニ縁テ魚ヲ求ムルカ如キ而已 [井上 1969: 423]

こうした記述から、井上は「準繩」とする「原則」「大義数十」を先ず定めることが肝要であると考えていたことが見て取れよう。それらを法典として定めたものが「建国法」「根本法」、つまり憲法に他ならない。

つづけて井上は、第9項、第10項で次のように言う。「建国法」は「君民の誓にして、成国の根本」であって、国家「と与に存し、是と与に亡ふる者」であり、そして「公私本法」は建国法によって生じる。したがって「建国法あらずして独り五法を論」ずるのは、「無<sub>レ</sub>根之枝、無<sub>レ</sub>源之水」のようなものであって無意味である。いま「法を論ずるの人」には「果して何の準据する所」があるのだろうか。これが「杜撰」でないならば、単に「模窃」しているに過ぎない、と。前述したように、井上は司法省の司法職務定制の改定作業を「大局」を見ていないと批判していたが、それは原理原則を定めた「建国法」がないにも拘わらず、「独り五法を論」じている、つまり「法を論ずる」上での「準据する所」を全く考慮していないと、井上が見做したからである。

以上の記述から、明治7年末の段階で、井上が法典編纂の観点から、憲法の早期制定の必要性を認識していたことは明瞭であろう。井上は渡欧中、刑事法や刑事訴訟手続の研究を通じて、各国とも「身体ノ自由、家宅ノ不侵ヲ掲ケテ、以テ治罪ノ原則」を憲法に明記しているこ

とを知り、「五法」、つまり「治罪法、刑法、訴訟法、民法、商法」<sup>(19)</sup>を施行する前提として、「建国法を定」めなければならないことを学んでいた [坂本 1997: 134-135]。大木宛意見書の第34項にも「建国法に継いで尤も急ナル者ハ治罪法是なり」とある。こうしたことを踏まえれば、井上が帰朝後、「治罪法沿革」「治罪法大意」「各国建国法治罪原則」の3章から成る『治罪法備攷』、そして『王国建国法』を続けて刊行したのは、これらを憲法制定での基礎資料として位置づけていたからと想定されるのではないだろうか。

## 第2節 国内外の情勢

第11項から第17項で、井上は国内外の情勢を分析して、今こそ「建国法を定むるの時」であることを、大木に進言している。

国外情勢に関しては、台湾出兵をめぐる清国との懸案案件が解決したこの時こそ、憲法制定に取り組む好時機であると主張している。ここで注目すべきは、国内情勢に関して、「民選議院の論」への対処という観点から、井上が憲法の早期制定を進言していることである。

井上は第13項、第14項で、「民選議院の論」が孕む危険性を、以下のように訴えている。今後1、2年の間、政府が何も対策を講じないならば、「民選議院の論」を主張する勢力は「政府と力を較へて以て民権を争ふ」ようになり、そして「三五年之後、全国の旧士族」は「必ス相率<sup>ヒキ</sup>て、此の巢窟中に落ち」ていき、「陸軍十萬」でも制御できない勢いとなるであろう。もし事態がここまで至って、「官民の間、力争一タヒ起」ったならば、わが国は「仏国の覆轍に墜」ちることになり、「百年之禍、生民之塗

炭、慘怛之極、名状すべからざる」有様になってしまう、と。

この「民選議院の論」を惹起したのは、言うまでもなく、明治7年1月17日、左院に提出された民撰議院設立建白書である。明治6年の政変で下野した旧参議らが連名で提出したこの建白書は、それまで幅のあった立憲政体導入に関する議論を民撰議院という論点に収斂させる効果を齎したが故に、政府内外に少なからざる衝撃を与えた。侍読の元田もまた、この建白書を受けて思索を深め、その後の保守主義に連なる君主主義的な立憲政体論を生み出している [池田 2006: 14]。残念ながら、井上がこの建白書自体をどう受け止めたのかを窺知できる史料は見当たらない。

しかし井上は大木宛意見書で「民選議院の論」への注意を促しているが、民撰議院の設置そのものには反対ではなかった<sup>(20)</sup>。すなわち井上は、明治9年夏に岩倉に提出した「憲法意見控」で、民撰議院の設置が憲法制定の必要条件であることを、次のように建言している。

世ニ論スル所ノ国憲ナルモノハ即チ欧州ノ所謂「コンスチテュション」ヲ翻訳シタルモノナリ、… (中略) … 所謂「コンスチテュション」ハ君民ノ共議ニ成ルモノナリ、… (中略) … 全国人民ノ代議人ト共議セズシテ「コンスチテュション」ヲ創定スルノ理ナシ、民選議院アラズシテ「コンスチテュション」独り成立スル物ニアラズ、… (中略) … 今人ノ所謂憲法即チ欧州ノ所謂憲法トハ民選議院ト必ス相因テ成立スルモノナリ、民選議院ナシ、是レ憲法ナキナリ [井上 1966: 92-95]

井上が憂慮したのは、民撰議院建白書が惹起した「民選議院の論」の勢い、つまり自由民権運動が「日進月盛、政府と力を較へて、以て民権を争ふ」ようになることである。実際、建白

書提出をきっかけに、民撰議院設置に関する論争が興隆し<sup>(21)</sup>、また全国各地の不平士族が結集し始めていた。板垣ら旧参議は、建白書を提出すると共に、「一大政党を興して民間の輿論を喚起せんと欲し」て愛国公党を結成したが、赤坂喰違事件や佐賀の乱などの影響によって、これは自然消滅した〔遠山 1957: 85-88〕。しかしその後も、高知の立志社をはじめ、全国各地で政治結社が陸續と設立され、その勢いは確実に拡大しつつあった。

井上がここまで「民選議院の論」の勢いを憂慮したのは、井上の欧州、とりわけフランスでの実体験があったからである。井上が当時のフランスを「一革拳命、血ヲ以て旧を洗ヘリ」<sup>(22)</sup>と評したことはよく知られているが、その政情を「仏之苗堂、為一争区、一党排而一党進、論議曠歳、一時無成、衰世之風、無足道者、繁文一弊、幾踏羅馬支那之轍也」とも批判していた<sup>(23)</sup>。井上の目には、明治6年の政変後の国情は、まさに「仏国の覆轍に墜」ちるような深憂すべきる状況に映ったのであろう。井上が自由民権運動の動向を常に意識していたことは、その後の書翰や意見書を見れば一目瞭然であるが、こうした姿勢は明治7年末の時点から一貫したものであったのである。

第1章第1節で述べたように、井上は渡欧前から、条約改正のため立憲制の導入が必要であると考えていた。しかし既述したように、大木宛意見書によって、欧州視察を経た明治7年末の段階になると、井上は、法典編纂の前提要件だけではなく、国内外の情勢分析から、憲法の早期制定が必要であると考えように至っていたことが知られる。

こうして、井上は第11項、第13項で、アメリ

カでは独立戦争後、ワシントンが「馬より下りて先ツ建国法を定」めたことによって、その後「百年の間、今に至て政体の争あるを聞か」ない。こうした事例をも鑑みて、「当路諸賢の仏国に懲りて、ワシントン、フレデリックの徒たる者を望ム」、と述べた上で、第15項、第16項で、政府は憲法制定作業に早々に取り組むべきであることを、以下のように主張している。すなわち、今なすべきことは、「独り建国法を定メ」て、「上ミ王権を鞏クし、中カ官制を定メ、下モ民権を保する」ことのみである。そしてこの「建国法」に基づいて「上下之誓を成し、君民共に守る」ようにして、「百年無事を保つべき」である。こうして「大義数十、根本の法となる時ハ、枝葉従て起る」。「準据」を設けて、そして「内民俗民情民智を酌ミ、外カ各国の長を采」る。これこそが「循流<sup>カ</sup>之勢」である、と。

### 第3章 「建国法を定むる為メの方法」

#### 第1節 「第一等政官の自ラ担すべき事業なり」

つづいて井上は第18項以下で、構想する憲法制定までの手順が書き記している。

第18項には「嘗テ左院諸官に国憲編纂の命あり、夫レ国憲豈ニ編纂すべきものならんや、豈ニ一議士の手に出つべきものならんや」とある。明治7年5月12日、左院の松岡時敏、尾崎三良、横山由清の3名が国憲編纂掛に仰せ付けられており〔島 2000: 巻頭口絵〕、ここで言う「嘗テ左院諸官に国憲編纂の命あり」とは、この事を指していると思われる。

そして井上は第19項から第21項で、憲法起草の専任大臣および機関の設置を、次のように進言している。憲法起草は「第一等政官の自ラ担



すべき事業」であるので、「現今諸執政の中」から「中外ノ名望俱ニ高く、躬天下之安危ヲ負フ之人」をその専任官に任命し、その下に「天下之学識」を配置する。そして彼らには「事業未了の間は姑ク当務を辞し、大事を除クの外国政に干預」させず、「数歳ノ精神、純ラ此事に注ぐようにさせるために「一館を設け」て、「早夜勉勵、世交絶つに至」らさせる。こうして、一気呵成に草案の起草を行うべきである、と。

井上がこうした意見を陳じた背景には、左院における国憲編纂の動向があったと思われる。そもそも井上は、左院における「国憲編纂」の動向を、かなり正確に把握していた可能性がある。と言うのは、井上は渡欧以前から、左院の国憲編纂作業を担った横山と相識の間柄にあったからである。この横山は明治9年10月に脱稿した元老院国憲按第1次案の起草に深く関与するなど、左院における国憲編纂作業の中心人物であった〔島 2000: 35-44〕。前述した明治5年6月24日付の早川宛井上書翰によれば、井上の随員任命を受けて、6月21日、湯島の「伊勢万と申ス酒楼」で、「送小生（井上）赴欧洲」を題として「律絶を論せず」「分韻」して漢詩を詠ずる「雅会」が開かれている。この「雅会」の参加者の一人が、横山であった<sup>(24)</sup>。

清国から帰国した井上はおそらく、横山から左院が国憲取調に本格的に取り組み始めたことを聞き知ったのであろう。すなわち先述した左院の3人は9月7日、左院議長伊地知正治と副議長佐々木高行に

元来重大之事件ニ付、彼是ト異儀ヲモ生ジ、取總兼候儀モ可有之儀ニ付、大臣殿下之中御壱人勅旨ヲ以御国憲取調総裁被仰付候ハ、万事御都合宜鋪ト奉存候

と〔稲田 1960: 149-150〕、「大臣殿下」のうち1人を国憲取調総裁とするよう願ひ出ている。井上が再三にわたって大木司法卿に憲法制定に関する意見を陳じようとした背景には、こうした事情があったのではないだろうか。

その大木司法卿もまた、明治6年の政変直後の10月末から11月上旬に起草したとされる「意見書」に、「(国憲ナリ) 建国法ヲ定ムル事 (着手急ヲ要ス、発スルハ宜シク時ヲ見ルヘシ)」と記しているように〔稲田 1960: 284-5, 角田 1977: 40-41〕、当時憲法制定に着手すべきであると主張していた政府要人の一人であった。したがって第35項に「而し閣下司法之大任ニ居る、是レ必ス明算あらん」とあるように、井上は大木のこうした言動を知りながら、「其ノ任ヲ得たる大臣」となるよう働きかけを試みたと考えられる。

## 第2節 大木司法卿宛意見書の影響

しかし井上にとって、大木司法卿が「其ノ任ヲ得たる大臣」に就任しなければならない切実な理由は他にあった。

ここで、当時の法典起草の権限について確認しておきたい<sup>(25)</sup>。廃藩置県後の明治4年7月23日に制定された太政官職制ならびに事務章程では、民法、訴訟法、刑法の起草権限は司法省にあった。しかし左院の事務章程が同年12月に改正されると、法典全般の起草権限は左院が有することとなった<sup>(26)</sup>。これに対して司法省は、明治5年9月に「司法職務定制」を施行し、ここに「新法ノ議案及条例ヲ起ス」(第7条)という規定を盛り込むことによって、明法寮が「改定律例をはじめとする法典の編纂、単行法令の立案」を行うようになり、法典起草の

権限は再び司法省の手に移った。ところが、明治6年5月2日の太政官職制潤色に伴って、正院事務章程が改正されると、正院が制度法律規律の草案起草、および議決の権限を有するとされた<sup>(27)</sup>。驚いた司法省は、直に「本院専掌事務第二款ニ付テハ、当省明法寮ノ設ニ於テ尤致矛盾候、然ニ事務章程御確定相成候迄ハ、取調掛リノ部分姑ク御委任可相成哉」という上申伺を正院に提出した。これに対して正院は「当分委任」と回答したが、6月24日、左院職制および事務章程が改正され、結局、国憲編纂と法案起草は左院において執り行うことが明確化された<sup>(28)</sup>。このように、廃藩置県後、法典起草の権限は実に目まぐるしい変遷を経て、明治7年末時には「立法事業の左院専管」という状況になっていた〔向井 1963: 4〕。

つまり、井上が大木司法卿に意見書を提出した当時、所属官庁である司法省は法典起草の権限を有していなかったのである。したがって、現状のままでは、司法省の一官員である井上が、憲法起草の一翼を担う「叶同補佐之士」となり、「法権ノ回復、律章ノ備具」<sup>(29)</sup>を成し遂げ、条約改正の成就に寄与できる可能性は皆無であった。それ故、井上は、司法省が司法職務定制の改訂作業に取り組んでいたのを好機会と捉え、当該省を中心に、憲法制定ついで五法編纂に取り組む体制を作り出そうとしたのではないだろうか。そうしてこそ、自分自身も参画することが可能となるからである。

大木がこの井上の意見書をどのように受け止めたのか、また省内の人々がどのような影響を受けたのか、残念ながら、それを窺知できるような関連史料は今のところ見いだせない。ただ司法省が翌年1月7日に太政大臣三条実美に提

出した司法省定則並職制の内容は、「司法職務定制のうち裁判所の組織に関する部分を改定しようとするもの」に留まっており〔菊山 1993: 220〕、少なくとも井上の意見は反映されていない。

一方、井上が大木宛意見書を提出した翌月、伊藤、井上馨らの斡旋によって、大久保、木戸、板垣の3者が大阪に集結し、今後の政体改革について議論を交わし、その結果、①元老院及び大審院の設置、②地方官会議の開設、③内閣と各省の分離、などの方針が決定され、太政官制の大幅な改正が政治日程に上ることとなった。こうした政治的状況下で、井上は3月9日、帰京した大久保参議に面談し、11日には陳述した内容を書きまとめた「司法省改革意見」を提出している〔井上 1966: 54〕。井上は当該意見書で、司法省の現況を下記のように慨嘆している。

長官タルモノ、前途ノ目的ヲ講セズ、目前ノ務メヲ優游シ、事アレバ徒ニ姑息方便ヲ行ヒ、以テ一日ノ責ヲ塞キ、使用スル所ノ人、皆ナ柔順ノ俗吏ノミ、人建議スル事アルゴトニ、之ヲ可トセザル事ナク、百可前ニ聚リテ、一事後ニ決セズ、上書スル者アレバ、取テ之ヲ革袋ニ充ツルノミ、一二年間、聚首テ仏蘭西ノ法書翻譯ヲ読ミ、書生ノ学校ニ在ルガ如ク、而シテ一ノ成績アル事ナク、蹇蹇ノ長途ヲ経ルト異ナル事ナシ、今ノ道ニ由テ行クトキハ、十年ヲ経ルト云トモ、恐クハ以テ效シヲ見ルニ足ラザルベシ

この記述の行間に、自分の意見が採用されなかった井上の憤慨が見て取れないだろうか。かくして、この意見書を評価した大久保の推薦によって、井上は23日、政体取調局書記官の兼補を命じられたのであった〔木野 1995: 126〕。

## 第3節 憲法制定の手順—井上の意図—

話を再び井上の大木宛意見書の内容に戻そう。第22項から第33項には、井上が構想した憲法公布までの手順が書き示されているが、それは次のような手順である。

まず①「欧米各国の建国法を翻譯し」て、訳が完成したら、互いに「校質<sup>シツ</sup>」して「踈謬無ラしむ」。これには「三ヶ月を要ス」。そして②「各国の書」の翻訳が完成したら、「我カ古典に据り、折衷參酌し」て「始メて一定の成案を作る」。これには「一ヶ月を要ス」。こうして③「成案」が完成したら、「毎条其ノ理由を注明し」て「衆議の議案」を作成する。これに「二月を」費やす。ただ「歐洲各国の法を議する」時は、「必ス本条に附するに、其ノ理由を以てし、議を開クに臨て、専務官より弁明す」るようにしているので、「本条ハ簡にして確ナルを尊ヒ、注解は詳にして明なる」よう注意する。以上の段階を経て、「前後三月にして」、憲法草案（<sup>シタガキ</sup>底稿）を完成させる。

つづいて④「各県令及各県代人を招聚して」審議を行ない、「公議を取」っていく。この議事には「諸省の卿」や「勅任以上」の官員も参加させるが、「議案草講<sup>ママ</sup>に預か」った官員は「唯タ其ノ座に臨ムのみ」とする。そして審議に入る前に、まず「議案を宣読し、且ツ理由を弁明し、始末を叙説」する「宣読官<sup>ヨミマシヤク</sup>を定メ」る。この「宣読官」は「議員異論ある時」の「答弁の責に任」ずるため、「学識ありて胸宇瑩、言語明暢、東西の書に通し、而して応<sup>オウ</sup>變<sup>ヘン</sup>之才」があり、また「特立之勇」がある人物を充てなければならぬ。

それから審議を進めていくのであるが、「公議」は三段階の審議を経て得ることとする。ま

ず「成案を一読して其ノ大意の可否を議」する。次に「毎条毎議して、各目の可否を議」する。そして最後に「又全案を通読して可否を確定す」る。なお「三議」とも、「可否の数を定ムル」方法は「授票若シクハ起坐」による「優勝法を用」いることとする。こうして、憲法的全条文が確定したら、最後に⑤「奏問して裁可を経」て、「式に依り全国に頒布す」る。それと同時に「誓詔を發」して公布する。

井上は、以上のような手順によって、およそ「一年にして」憲法制定の「大事成らん」と、自身の構想を披露している。これを一瞥すれば、明治14年の政変から明治23年の明治憲法公布までの手順と、極めて近似していることに気づくであろう。明治憲法制定の過程に関しては様々な観点から研究が進められており、その実態はかなり詳細になっているけれども、公布までの起草手順が如何なる理由、過程で定まったのか、その実態は不明瞭である。しかしこの大木宛意見書の内容は、起草手順が決定するに当たって、井上の意向がかなり反映されていたと推断するに足るものであろう。つまり、井上は明治7年末の段階から憲法草案の起草手順を一貫して温めていたのである。

さてここで、井上が憲法制定に要する期間を「一年」としていることに注目したい。井上が明治8年3月に大久保参議に提出した司法省改革意見には、憲法制定に関する記述は見られないが、しかし治罪法、刑法、訴訟法、民法、商法などの法典編纂については、同意見書の第4項「各種法律専務官ヲ設ク」で

治罪法、刑法、訴訟法、民法、商法、及万国公法中私法ノ部ヲ起艸スル為ニ、各々専務官ヲ置キ、法草案ヲ草シメ、案成ルヲ待ツテ、公議ニ付スベ

シ、各種難易アリ、從テ事業亦長短アリト云ドモ、  
今ヨリ二年ヲ期シ、法律皆備ハルニ至ラン

とあり、各々の法典編纂に要する期間を「二年」と想定している。これまで幾度となく述べてきたが、「大義數十、根本の法となる時ハ、枝葉從て起る」という文句で表現しているように、井上は憲法制定を法典編纂の前提要件として位置づけていた。したがって、井上は、この大久保宛意見書に記された法典編纂の期限である「二年」よりも前に、憲法制定が完遂していることを想定していたはずである。そこで、想起されるのが大木宛意見書にある「一年」という期限である。

ここから、以下のような仮説が考えられよう。井上は大木司法卿に意見書に提出したが、さしたる効果を得られなかったため、3月9日、大久保に面談を試みた。その際、司法省改革案に留まらず、大木に進言した憲法制定構想の内容も進言していたのである。大久保は対清交渉を通じて、井上が持つ文才、法的知識、政治的判断など、諸能力の高さを十分承知していた。しかしさらに、この面談を通して、その制度設計の構想力や論点の鋭さを改めて認識したのであろう。その結果、大久保は井上を政体取調局書記官兼補に推挙したのである。と。ただし、これはあくまで筆者の推論の域を出ないので、今後、関連史料がさらに見出されるのを俟ちたい。

#### 第4章 明治憲法制定史における井上の再検討

##### 第1節 井上と「岩倉大久保二老」、伊藤

明治8年3月23日の政体取調局書記官の兼補

が、井上の「法制官僚」としての第一歩である。おそらく、井上は自らが「宣読官」となる素志を抱き、4月の立憲政体樹立の詔勅公布後に元老院下の官員となることを希望したに違いないが、それは適わなかった。しかし井上はその後も、元老院における国憲編纂事業の動向を常に注視しつつ、様々な法案起草に携わるなど、実際政治に接し、多くの政治的経験を経て様々な知見を得ていく中で、自身の憲法構想を確固たるものへと昇華していった。

その一方で、井上は憲法起草作業への参画という宿願を遂げるため、政府要人への入説活動も行なっていたに違いない。冒頭に掲げた伊藤書翰に

明治八年以来、岩倉大久保二老之親任を受し而已ならず、枢機之事務殆無不与、十有余年間、軍国之大計に関する機密之文案、十中七八同人の起草に有之、二老薨去後、博文其遺囑を継ぎ、纔得守其職候も、同人の助力を受候事績不可枚挙と存候、

とあるように、その主たる人物が「岩倉大久保二老」であり、そして伊藤であった。彼らも井上を、憲法の早期制定という考えを持ち、また憲法に関する知識を豊富に有している人物と認識していったに違いない。井上が明治9年夏に「憲法意見控」を岩倉に提出したり、明治13年の伊藤の「立憲政体建議案」を代草したりしているのは、その一証左である。

##### 第2節 井上と明治14年の政変

井上が明治14年の政変の中心人物の一人であったことは既に明らかにされているが<sup>(30)</sup>、明治7年12月の大木宛意見書の存在によって、その動機も大よそ見当が付こう。明治14年6

月、岩倉からイギリスをモデルとした大隈重信の立憲政体に関する意見書を見せられ、反駁書の起草と将来の方針との調査を命じられたことは、井上にとって自らが「宣読官」となる千載一隅の好機であったのである。

憲法起草の手續に焦点を絞ってみれば、井上は6月22日に「憲法起草手續意見」を岩倉に提出しているが、さらに岩倉に宛てて25日に書翰を發している<sup>(31)</sup>。これは『井上毅伝』その他にも所収されていないので、煩を厭わず、全文を以下に掲げる。

嚴旨奉拝承候、此般國家一大事件起草 内命を蒙候事、小官ニ於而感激之至、誓而身命を犠牲ニシ尽力仕度志願ニ御座候、然處此事一タヒ世ニ公伝いたし候ハ、朝野となく緊要之場所ハ起草局ニある事を想像し、一時紛起して是を争ふハ必然之事と被察候、其時ニ至り総裁大臣之御手元ニ浮説流言、又ハ激烈なる建議八方より集まり候ニ従ひ、根本動揺いたし候様ニテハ誠ニ危険之至と奉存候、伏願左之件々先以而御確定相成度候

第一 主義同一ならざる人員ヲ多人数起草之任ニ当たらしめハ、徒ニ紛議をなして成業覚束なかるべし、故ニ可成起草員ヲ少くし、而して必ス主義同一之人を撰任被仰付度候

第二 一応成案之上、内閣之公議ニ付せらるゝ迄之間ハ、他之駁議ニ動かず、一直線ニ起草局ニ御委任有之度事

第三 起草之命并人員之事ハ必ス同時ニ神速ニ被仰付度事

右ハ憂慮之餘乍恐奉録上候間、可然御内決奉仰候、頓首再拝

六月廿五日

井上毅

右大臣殿

閣下

井上はここで、専任機関として「起草局」を設置し、少人数で草案策定に取り組むことを建議しているが、これは大木宛意見書の第19項から第21項で、憲法起草の専任大臣および機関の設

置を求めていたことと類似している。

つづけて7月1日、井上は「欽定憲法考」「井上毅意見書」「参照書類」を岩倉に提出している。これは、やはり井上が明治7年末以来、憲法制定構想を練り上げてきたからこそ為せたことであったのではないだろうか。

その一方で、井上は伊藤を「総裁大臣」とすべく様々な説得工作を行っていた。井上は7月2日、伊藤に憲法起草の責を担うよう強く迫る書翰を書き送っている<sup>(32)</sup>。そこには、

明公果して自進して丘陵の勢いに拠り上流必争の位置を占め、担当尽瘁可被成賢慮に候はゞ、劣々小生の如きも兼て性弱く謗を得候事遺憾に存候付、此節は必死を期して微力を致し度志願に耐へず候、…(中略)…明公に於て今日趨趨逡巡せられ大事他人の掌中に落候様の事有之候はゞ、小生輩實に頼む所なし、先日来宿痼の爲めに悩まされ世用に適せず、旁々官を辞して熊本の一人民となり、朋輩と共力団結し、報国の微志を表明するの心得に御座候、此事予め言明いたし候、畢竟為知己妄言あしからず御配慮被下度候

と記されていたが、これは一時の方便ではなく、井上が明治6年の帰国以後から抱いていた自分の宿願を遂げるべく、胸中を率直に吐露したものであったのである。かくして井上の目論見通り、伊藤は憲法起草の責任者となり、井上もその許で起草作業へ参画することとなった。井上の明治憲法の起草過程の寄与については、先行研究に譲りたい[稲田 1960など]。

おわりに

本稿では、第1章から第3章で、明治7年12月5日付の大木宛意見書の内容を紹介すると共に、関連史料を交えて、井上の明治7年前後の動向と、彼の憲法構想を再考証した。その内容

を要約すると、以下のように纏められよう。

第一に、大木司法卿宛意見書の内容から、明治7年末には、井上が憲法の早期制定の必要性を認め、その制定過程を構想していたことが明らかとなった。井上は渡欧以前から、立憲制および近代司法制度について相当の知識を有しており、それを江藤司法卿に認められたため、明治5年の司法省視察団の一員に選出された。井上は渡欧前には、条約改正のために立憲制の導入が必要不可欠であると考えていたが、欧州視察中、刑法治罪法などの講究を深め、またフランスやプロイセンでの実体験を経ることによって、憲法の早期制定の必要性をより痛感した。それ故に、清国との外交案件の解決に寄与し、その報告書の作成を終えるや否や、井上は自由民権運動などの国内情勢や、政府内の動向を睨みながら、憲法起草の手順まで練り上げ、それを大木司法卿に訴えたのであった。その内容の詳細は本文で述べた通りであるが、その起草手順がのちの明治憲法制定の手順と極めて近似しているなど、明治7年の大木司法卿宛意見書の趣旨が、まさに井上のその後の憲法制定構想の根幹を成していることは明らかである。したがって当該意見書は極めて重要なものであり、今後の井上研究、明治憲法制定史研究において、しっかりと位置づけられなければならないだろう。

第二に、大木司法卿意見書の存在によって、井上が、明治7年末の時期から憲法起草作業への参画を企図していたことが明瞭となった。井上は単に立憲制の導入を構想するにとどまらず、憲法起草作業に自ら参画するため、大木司法卿への入説を再三再四試みるなど、既に具体的な行動を起こしていたのである。薩長土肥と

いう藩閥出身ではない井上が、自身の政策案を政府の方針に反映させるためには、自分の意見に耳を傾け、時には代弁者となる政府中枢の人物が必要であった。井上は明治7年12月時には、大木司法卿がその人物に適していると見定めたのであろう。しかしその後の経緯を推す限り、井上と大木はそのような政治的関係を形成し得なかった。そのため、井上は構想する政策を実現させるべく、大坂会議から帰京した直後の大久保を訪問したのであろう。

そして第4章で、大木宛意見書から、明治憲法制定史における井上の位置づけを再検討した。井上が早い時期から憲法起草作業への参画を企図していたことが明らかとなったため、井上が明治14年の政変で様々な画策を行なった理由がより鮮明になった。すなわち自ら「宣読官」となり得たいという井上の宿願を果す、千載一隅の好機であったのである。

無論、井上の意図の通り、明治における憲法制定の過程が進行した訳ではない。しかし政策構想力も政治的行動力を兼ね備えていた井上の意思が、その流れを大きく左右したことは、疑いを容れないだろう。その背景には、本論で論じてきたように、井上の憲法制定に注ぐ、並々な情熱があったのである。

[投稿受理日2008.5.24/掲載決定日2008.6.16]

注

- (1) 伊藤博文書翰 徳大寺実則・元田永孚宛 明治21年7月17日付 [沼田 1985: 272]。
- (2) 「明治八年四月一四日の勅諭を起草することになったが、その文章は余程うまく書かなければならぬので思案を凝らして居ると、井上毅が九州から帰つて来たので井上に書かせた、此時から井上を用ゐたのである」[小松 1927: 22-23]。
- (3) [稲田 1960: 243-247], [稲田 1979: 51-60]。な

- お東京 [1976: 16] にも、柳原前光の内話として「八年ノ詔書等ノ草案、畢竟伊藤ノ木戸・板垣ノ趣意ヲ以テ執筆ナリ、尤モ法制局ノ井上・尾崎（三良）専ラ預ル処ナルニ」と記されており、井上の関与は政府関係者の間では周知の事実であった。
- (4) 長松幹書翰 江藤新平宛 明治5年5月4日付 [佐賀 013-590]。
- (5) 井上毅書翰 鎌田平十郎、神山謙、荒尾金吾宛 明治5年8月付 [井上 1971: 378-380]。
- (6) 高知市立市民図書館文庫蔵『文稿』中巻（受番号37）。奥宮と井上との関係については、島 [2000b] を参照。
- (7) 当時の明法寮は「改定律例をはじめとする法典の編纂、単行法令の立案」が中心業務となっていた [菊山 1993: 168]。
- (8) 早川家は熊本藩150石の家である。景矩は天保8（1837）年に生まれ、韓村書屋に井上と同じ安政4年に入塾している [木野 1980: 53]。維新後は熊本藩少参事となり、その後、刑部大解部、司法中解部、司法少判事、司法権中判事など司法本省の官職を経て [国立公文書]、8年から10年6月まで宮城上等裁判所長心得を務めた [宮城 1960: 203]。残念ながら、その後の経歴や没年は不明である。
- (9) 井上が問題視した司法行政と裁判権の分離は、明治8年3月に井上が大久保に提出した「司法省改革意見」でも、第5条「裁判権ヲ判テ、司法省ト分立シ、行政官ト相干冒セザラシメ、以テ其ノ独立ヲ保ス」と言及されている [井上 1966: 56]。
- (10) 江藤を含めた司法省使節団は同年9月の出発を予定していたが、太政大臣三条実美の希望により、江藤の洋行は延期となり、結局、井上ら随員のみ出発することとなった。江藤の洋行延期が取り沙汰されていた頃、井上は早川に「得、篋失、玉、御笑察可被下候、此事難、向、他人、説、留學之外、豈有、佗策、乍然精々御注意投、機御一策、是仰ク」と書き送っており [星原 2007: 118]、井上の焦燥感が見て取れる。
- (11) 文書番号506-189。
- (12) 『王国建国法』は、井上が欧州から帰国する時にラヘリエルの原書を将来すると、直ちにその翻刻に取りかかったのが、明治7年中にはでき上がっていたと、木野は指摘している [木野 1995: 199]。
- (13) 「官吏改革意見案」 [井上 1966: 18]。
- (14) 「伯耳靈行筆記」 [井上 1969: 50]。井上は、前者を「元則」と、後者を「形跡」と表現している。
- (15) 井上毅書翰 楠田英世宛 明治6年5月22日付 [井上 1971: 387]。
- (16) 「伯耳靈行筆記」 [井上 1969: 50]。
- (17) 『治罪法備攷』 [井上 1969: 116]。
- (18) 『王国建国法』 [井上 1969: 422]。
- (19) 「司法省改革意見」 [井上 1969: 55]。
- (20) 井上が憲法制定に議会が必要でないと明言した史料は、明治14年6月付の「欽定憲法考」である [井上 1966: 224]。「然ルニ近来政学者の論に従へハ、憲法モ亦一ノ法律ナルヲ以テ通常ノ代議士ヲシテ之ヲ議定セシメ、特別ナル立憲代議士ヲ招集スルヲ要セザルベシト云 [仏国学士プロック氏ノ如キ]」。
- (21) 桜井忠徳編『民撰議院集説』 [吉野 1928: 361-416] などを参照。
- (22) 井上毅書翰 楠田英世宛 明治6年5月2日付 [井上 1971: 389]。
- (23) 井上毅書翰 佐々友房宛 明治6年6月付 [井上 1971: 418]。
- (24) この他には、川田剛、杉浦謙、巖谷修、亀谷行、長松幹、野口常友、小野湖山、野口小瀨、谷鐵臣、蒲生重章らが同席している。この大部分が太政官正院の官員であり、かつ当時を代表する漢学者である。井上は渡欧以前からこうした人物らと交わっていたのである [星原 2007: 107-111]。
- (25) 菊山 [1993: 168-187] を参照。なお法典起草の権限の主管が二転三転したのは、法典編纂の主導権を握りたい江藤の恣意によるという指摘がある。
- (26) 左院事務章程「本院ノ務ハ立法ノ事ヲ議スルヲ掌ル」「凡一般ニ布告スル諸法律制度ハ本院之ヲ議スルヲ則トス」。
- (27) 事務章程「凡立法ノ事務ハ本院ノ特権」、専掌事務第二款「諸制度諸法律及諸規程ヲ草案シ之ヲ議決スル事」。
- (28) 左院事務章程第1項「本院ノ事務ハ会議及国憲民法ノ編纂或ハ命ニ応シテ法案ヲ草スルコトヲ掌ル所ナリ」。
- (29) 「司法省改革意見」 [井上 1966: 55]。
- (30) 大久保 [1996] などを参照。
- (31) 宮内庁書陵部蔵「参考史料雑纂12 有栖川宮家御蔵文書」。なお6月28日付の井上毅宛岩倉具視書翰に「廿五日廿六日来翰」とある。この点について、稲田 [1960: 472] は「或は井上の第二第三の

意見書のことかもしれない」と推定しているが、この書翰のことである。

- (32) 井上毅書翰 伊藤博文宛 明治14年7月2日付 [井上 1971: 45-46]。

#### 参考文献

- 池田勇太 2006「公議輿論と万機親裁－明治初年の立憲政体導入問題と元田永孚－」（『史學雜誌』115(6), 史学会, 1041-1078頁。
- 稲田正次 1960『明治憲法成立史』上巻, 有斐閣, 761頁。
- 1979『明治憲法成立史の研究』有斐閣, 302+12頁。
- 井上毅伝記編纂委員会編 1966『井上毅伝』史料篇第1, 国学院大学図書館, 626頁。
- 1969『井上毅伝』史料篇第3, 国学院大学図書館, 735頁。
- 1971『井上毅伝』史料篇第4, 国学院大学図書館, 709頁。
- 大久保利謙 1996「明治一四年の政変」（大久保利謙歴史著作集2『明治国家の形成』所収, 吉川弘文館, 296-388頁。
- 角田 茂 1977「太政官正院制の成立－「政体取調」の問題を中心として」『史叢』21, 日本大学史学会, 37-51頁。
- 菊山正明 1993『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房, 368+37頁。
- 木野主計 1980「木下禰村書屋門生名籍－木下犀潭塾門人帖について－」『神道学』107号, 神道学会, 29-58頁。
- 1995『井上毅研究』続群書類従完成会, 500+8頁。
- 国立公文書館内閣文庫『任解日録』
- 小早川秀雄 1913「井上梧陰先生」平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』所収, 元田井上両先生頌徳会, 1-42頁。
- 小松緑編輯 1927『伊藤公全集』第3巻, 伊藤公全集刊行会, 244+196+345+24+3頁。
- 佐賀県立図書館「江藤新平関係文書」。
- 坂本一登 1997「井上毅の民権観」（『国学院法学』34(3), 國學院大學法学会, 134-138頁。
- 島 善高 2000a「鉄舟と兆民と梧陰と」梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』所収, 木鐸社, 153-206頁。
- 編2000b『元老院国憲按編纂史料』国書刊行会, 477頁。
- 東京大学史料編纂所編纂 1976『保古飛呂比: 佐佐木高行日記』8, 東京大学出版会, 384頁。
- 遠山茂樹, 佐藤誠朗校訂 1957『自由党史』上, 岩波書店, 366頁。
- 沼田 哲, 元田竹彦編 1985『元田永孚関係文書』山川出版社, 413頁。
- 藤田 正 1986「明治5年の司法省視察団」『史叢』37号, 日本大学史学会, 45-61頁。
- 星原大輔 2007「明治初年の井上毅－伊東氏所蔵の新史料紹介－」早稲田大学日本地域文化研究所編『肥後の歴史と文化』所収, 行人社, 99-137頁。
- 的野半助 1968『江藤南白』下, 原書房, 708頁。
- 宮城県 1960『宮城県史』7 (警察), 宮城県史刊行会, 717頁。
- 向井 健 1963「明治初年における民事訴訟法典の編纂」（『綜合法学』6(8), 綜合法学刊行会, 2-14頁。
- 森川 潤 2003『井上毅のドイツ化構想』雄松堂, 196+20頁。
- 山室信一 1985『近代日本の知と政治－井上毅から大衆演芸まで』木鐸社, 221+5頁。
- 吉野作造編輯担当代表 1928『明治文化全集』第4巻 (憲政篇), 日本評論社, 28+622頁。